

受託業者を特定するための評価基準

別紙1

業務名 : 宇陀市 新・宿泊施設民間活力検討業務

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目			評価の着目点	技術点				
			判断基準	管理技術者	担当技術者(※3)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※4	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	① 2	① 2	① 1	5	20
			平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。) 同種業務：公有地での宿泊施設建設における官民連携手法（PPP/PFI含む）にかかるアドバイザリー業務（※1）（※2） 類似業務：公有地利活用における官民連携手法（PPP/PFI含む）に係るアドバイザリー業務（※1）（※2） ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績がある ③類似業務の実績がある ④上記①②③以外	② 1 ③ 0	② 1 ③ 0	② 0.5 ③ 0	9	
	情報収集力	地域精通度	平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局、奈良県又は宇陀市発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①宇陀市内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0		4	
			近畿地方整備局発注の平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。) ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	① 1 ② 0.5 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0		2	
手持ち業務量※4	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 (照査技術者として従事するものは含めない。) ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	① 3 ② 1.5 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0		5	5	

- ※1 発注機関が、国又は地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 「アドバイザリー業務」とは、事業者選定における法務・財務・技術のアドバイスや支援を行いながら募集に必要な資料を作成し、業者との契約まで支援する業務のことをいう。
- ※3 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※4 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目			評価の着目点	技術点		
			判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他			業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※		4
			実施手順 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。			3
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			2
			その他 業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。			6
15						

●評価テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点		
			判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1「民間活力導入条件の検討」について		①「民間活力導入条件の検討」をするにあたっての着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※		15
			②「民間活力導入条件の検討」をするにあたって、独自のアイデアやノウハウについて具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。			15
	評価テーマ2「宿泊施設のモデルプランの検討」について		①「宿泊施設のモデルプランの検討」をするにあたっての着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。			15
			②「宿泊施設のモデルプランの検討」をするにあたって、独自のアイデアやノウハウについて具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。			15
30						
30						

評価項目			評価の着目点	技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計	
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。				-	

合計					100
----	--	--	--	--	-----

※※ の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。  
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。